

通 知 書

年 月 日

国土交通大臣



知事

殿

積立式宅地建物販売業法第29条の規定により公告した期間内に申出があつた債権等につき、同法第31条第2項の規定により、下記のとおり通知する。

記

- 1 積立式宅地建物販売業者の商号又は名称及び住所
- 2 現に供託されている営業保証金の額
- 3 積立式宅地建物販売業法第29条の規定により公告した債権の申出をすべき期間
- 4 3の期間内に申出書が提出された債権に関する事項
- 5 取り戻すことができる営業保証金

イ 金 銭

供託者の商号又は名称 及び住所	金 額	供託年月日	供託番号	供託所名
	円			
	(計)			

ロ 有価証券

供託者の商 号又は名称 及び住所	名 称	回記号	番 号	枚 数	券面額	券 面 額 計	供 託 価 額	供 託 年 月 日	供 託 番 号	供 託 所 名
					円	円	円			
					(計)	(計)				

ハ 振替国債

供託者の商号又は名称 及び住所	銘 柄	金 額	供 託 価 額	供 託 年 月 日	供 託 番 号	供 託 所 名
		円	円			
		(計)	(計)			

6 その他参考とする事項

注 有価証券に関する欄には、振替国債を除いたものについて記載すること。